

千葉市議会改革検討協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市議会は、地方分権の進展に伴う、議会機能の充実強化及び活性化を図ることを目的に、議会改革に関する協議・検討を実施するため、千葉市議会改革検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織の構成等)

第2条 協議会の委員は、14人とし、各会派より選出される委員の数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 自由民主党千葉市議会議員団 | 5人 |
| (2) 民主党千葉市議会議員団 | 2人 |
| (3) 公明党千葉市議会議員団 | 2人 |
| (4) 市民ネットワーク | 2人 |
| (5) 共産党千葉市議会議員団 | 2人 |
| (6) 新政ちば | 1人 |

2 委員の任期は、協議会の設置期間とする。ただし、委員はその任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において当該職を解かれた委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

4 議長及び副議長は、協議会に出席し発言することができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 協議会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、協議会において互選する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じ協議会を招集し、その議事を主宰する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ協議会の了承を得て、関係者の出席又は資料

の提出を求めることができる。

4 協議会は、非公開とする。ただし、議員は傍聴することができる。

(記録)

第5条 委員長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。

(協議結果の報告)

第6条 委員長は、議会改革に関し結論が得られたときは、報告書を作成し、議長に報告する。

(設置期間)

第7条 協議会の設置期間は、本要綱の施行の日から平成22年9月30日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。